

甲南大学は、 キャンパス・ハラスメントを 放置しません!!



甲南大学は学生、教職員の全ての構成員に対して、修学、教育・研究等に関わる基本的人権を守る義務を負っており、人権・学習環境を著しく損なう各種のハラスメントを容認しません。本学の建学の精神は、創設者平生鈆三郎の理念とする全人的な人格の陶冶にあり、キャンパス内外におけるハラスメントは、その理念の対極にあるものです。本学は建学の精神に基づき、すべての構成員がハラスメントへの理解を深めてハラスメントを防止するために、「甲南大学キャンパス・ハラスメント防止ガイドライン」および「甲南大学キャンパス・ハラスメント防止対応委員会規程」を定めて健全な環境づくりに努めています。

「甲南大学キャンパス・ハラスメント防止ガイドライン」および「甲南大学キャンパス・ハラスメント防止対応委員会規程」はMy KONANに掲示しています。

甲南大学ホームページ 人権問題資料リンク集はこちらを参照してください。

☞<http://www.konan-u.ac.jp/jinken/index.html>

キャンパス・ハラスメントとは…

ハラスメントとは、一言で言えば「嫌がらせ」のことであり、相手に不利益を与えたり不快にさせるような言動・行為などをいいます。ハラスメントには性的な言動や行為による「セクシュアル・ハラスメント」、教育・研究に関連した言動などによる「アカデミック・ハラスメント」、先輩・後輩関係等の優位な地位を利用した言動・行為によって引き起こされる「パワー・ハラスメント」などがあり、これらを包括して「キャンパス・ハラスメント」と呼んでいます。



セクシュアル・ハラスメント

セクシュアル・ハラスメントとは、性的嫌がらせを意味し、それは性的な言動（性的差別を含む）によって、相手方の人格を傷つけることをいいます。セクシュアル・ハラスメントは、男性から女性への嫌がらせだけでなく、女性から男性、もしくは同性同士でもハラスメントは起こり得るものです。

たとえば次のような言動・行為はセクシュアル・ハラスメントに該当します。

- 相手が嫌がっているにもかかわらず、性的な冗談や容姿について繰り返しからかう。
- 必要もないのに身体に接触したり、執拗に胸などを眺めまわす。
- コンパや懇親会の席上で異性にお酌を強要したり、カラオケでデュエットを強要する。
- 「女だから、女のくせに」あるいは「男のくせに」といった差別的な発言をする。
- 教室・研究室などにヌード写真を貼ったり、卑猥な写真などが掲載された雑誌を持ち込んで見せる。
- 教育・研究上の成績・就職の便宜を図る代わりに性的要求をする。

なお、執拗につけまわすストーカー行為、いやがらせの電話やメールを繰り返し送りつける行為、ブログ等に誹謗・中傷を書き込む行為は犯罪行為です。

！ アカデミック・ハラスメント

アカデミック・ハラスメントとは、教員等の優位な立場にある者が、その地位や権限を利用して、学生の修学環境を著しく損うような不適切な言動や行為を行うことをいいます。なお、その言動や行為が意識的であるか否かは問いません。アカデミック・ハラスメントは、学生に大きな精神的・身体的苦痛を与えます。指導する教員との関係が悪化することを恐れて、精神的・身体的苦痛をなかなか表明できず、学生がひどく悩むことが少なくありません。ひとりで悩まずに、勇気を持って苦情と現状改善の申し立てをしましょう。

たとえば次のような言動・行為はアカデミック・ハラスメントに該当します。

- 指導教員からの指導拒否・差別行為・研究妨害、恣意的で公平を欠く成績評価、指導の域を超えた人格を否定するような言動。
- 研究等を名目として、学生を不必要なほどに過重に拘束する。
- 教員の私的用事を学生に不必要に強いることにより、学生を不快にさせる。

！ パワー・ハラスメント

パワー・ハラスメントとは、課外活動やその他学生が組織する諸活動において、先輩、卒業生、顧問、監督およびコーチといった優位な立場にある者が、その地位や権限を利用して、学生の生活環境や意欲を著しく阻害するような不適切な言動や指導を行うことです。指導の名のもとに、感情的な発言をしたり憂さ晴らしを行うことは許されません。教育・訓練の意図から行われた指導であっても、それが行き過ぎると相手の人格などを傷つけることになります。

たとえば次のような言動・行為は、パワー・ハラスメントに該当します。

- クラブ活動やサークル・同好会活動において、上級生が下級生に対して常軌を逸したことをさせる（街角における大声でのエール強要や女子学生勧誘活動の強要、一気飲みの強要、遅刻者へのペナルティーとして「丸刈り」のルールを定める等）。
- 無謀な計画や反社会的活動の強要。
- 教員、卒業生、上級生という地位を活用したマルチ商法や宗教等への勧誘・強要。
- 精神的苦痛を与えるほどに過度に活動に拘束する。

なお、体罰や未成年者への飲酒強要は、犯罪行為となります。

甲南大学におけるキャンパス・ハラスメントの相談窓口は、次のとおりです。

キャンパス・ハラスメントに関する相談窓口・申立て窓口

[学 生 部 (3号館1階)] 電話:078-435-2321 FAX:078-435-2552

E-メール: sas@adm.konan-u.ac.jp

[学生相談室 (18号館)] 電話:078-411-4647